

2-7 口腔清潔	評価軸：②介助の方法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介助されていない</li> <li>2. 一部介助</li> <li>3. 全介助</li> </ol>

### (1) 調査項目の定義

「口腔清潔」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「口腔清潔」とは、歯磨き等の一連の行為のことで、「歯ブラシやうがい用の水を用意する」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等のことである。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. 介助されていない」

- ・「口腔清潔」の介助が行われていない場合をいう。

#### 「2. 一部介助」

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等（確認、指示、声かけ）が行われている場合も含まれる。
- ・歯磨き中の指示や見守り、磨き残しの確認が行われている場合を含む。
- ・義歯の出し入れはできるが、義歯を磨く動作は介護者が行っている場合も含む。

#### 「3. 全介助」

- ・「口腔清潔」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人が行った箇所を含めて、介護者がすべてやり直す場合も含む。
- ・介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口をすすいで吐き出す行為だけができる場合は、「3.全介助」を選択する。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

洗面所への誘導、移動は含まない。

洗面所周辺の掃除等は含まない。

義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で選択する。

歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している等の場合も、「口腔清潔」に含む。

## ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

自助具の歯ブラシと、持ち易いコップを使用し介助なしで行っているため、「1.介助されていない」を選択する。

## ③ 「実際の介助の方法」が不適切な場合

「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」とであると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

なお、認定調査員が、「実際に行われている介助が不適切」と考える場合には、

- ・ 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- ・ 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- ・ 介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- ・ 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合

など、対象者が不適切な状況に置かれていると認定調査員が判断する様々な状況が想定される。

## ◆特記事項の例◆

一週間以上に渡り歯磨きなどの口腔のケアが行われていないが、歯ぐきが腫れており、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。上肢拘縮の状況から「2.一部介助」では困難と判断し、「3.全介助」を選択した。

## ◆特記事項の例◆

前は歯磨きを行っていたが、妻が亡くなってから習慣がなくなったという。現在、独居のため介助が行われていないが、口臭も強く、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。初期の認知症の周辺症状も見られることから「2.一部介助」が適切と判断した。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口を漱ぎ吐き出す行為だけができる。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択。 介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口を漱ぎ吐き出す行為だけができる場合は、「3.全介助」を選択する。